



独立業務実施者の限定的保証報告書

2025 年 10 月 31 日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

サステナビリティ担当執行役 鈴木 隆 行 殿

PwC サステナビリティ合同会社

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

パートナー 遠藤 英 昭

パートナー 高島 静 枝

当社は、ソニーフィナンシャルグループ株式会社（以下「会社」という。）の 2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の「2024 年度 温室効果ガス（GHG）排出量削減への取り組み」（以下「同レポート」という。）に記載されている✓（チェックマーク）が付された、以下の表に示す情報（以下「選択されたサステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

選択されたサステナビリティ情報

2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の選択されたサステナビリティ情報は以下のとおりである。

選択された情報	数量(単位)
温室効果ガス排出量スコープ 1	566 (t-CO _{2e})
温室効果ガス排出量スコープ 2（マーケット基準）	0 (t-CO _{2e})
温室効果ガス排出量スコープ 3 のうち、以下のカテゴリ合計 ● カテゴリ 1：購入した製品・サービス ● カテゴリ 3：スコープ 1・2 に含まれない燃料・エネルギー関連活動 ● カテゴリ 5：事業から出る廃棄物 ● カテゴリ 6：出張 ● カテゴリ 7：雇用者の通勤 ● カテゴリ 13：リース資産（下流）	8,257 (t-CO _{2e})
温室効果ガス排出量スコープ 3 のうち、以下のカテゴリ ● カテゴリ 15：投融資から生じた温室効果ガス排出量（算定対象資産は、上場株式・社債及び住宅ローンである）	112 (万 t-CO _{2e})

当社による保証は、2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の情報のみに関するものであり、同レポートに含まれるそれ以前の期間又はその他の情報について手続を実施しておらず、当該これらの情報に対しては何らの結論も表明しない。

PwC サステナビリティ合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

Tel: 03-6212-6820, Fax: 03-6212-6821, www.pwc.com/jp/sustainability

報告規準

選択されたサステナビリティ情報を作成するために会社が使用する規準(以下「報告規準」という。)は、同レポートの3ページにある「2024年度 温室効果ガス排出量算定規準」に記載されている。報告規準は、当保証業務のために設定されたものであり、報告規準を利用して作成された選択された情報は、他の目的には適合しないことがある。

会社の責任

会社は、報告規準に準拠して選択されたサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない選択されたサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制をデザインし、業務へ適用し維持することが含まれている。

固有の限界

非財務情報の測定及び評価の実務は、その重要な部分が確立途上であるため、複数の許容可能な測定及び測定方法が想定され、企業間の比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。さらに、温室効果ガス排出量の算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。

職業倫理、独立性及び品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を基礎とする国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」が求める独立性及びその他の職業倫理に関する規定を遵守した。

また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、職業倫理、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、選択されたサステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際保証業務基準3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」（ISAE3410）に準拠して限定的保証業務を行った。

当該基準は、当社が、選択されたサステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために、業務計画を策定し、業務を実施することを求めている。

限定的保証業務は、選択されたサステナビリティ情報を作成するための基礎として会社が使用する規準の適合性を評価すること、選択されたサステナビリティ情報の不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを評価すること、状況に応じて必要と認める評価したリスクへの対応、及び、選択されたサステナビリティ情報の全般的な表示を評価することを含んでいる。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より相当程度狭くなる。

当社が実施した手続は、当社の職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、閲覧、分析の手続、算定方法と報告方針の適切性の評価及び基礎となる記録との照合又は調整を含んでいる。具体的には、当社は、主に以下を実施した。

- ・ 選択されたサステナビリティ情報に関する責任者への質問
- ・ 本社及びその他の連結子会社のうち、固有リスク及び重要性に基づいて選択された連結子会社における選択されたサステナビリティ情報の収集方法及び報告に関するプロセスの理解
- ・ 本社及びその他の連結子会社のうち、固有リスク及び重要性に基づいて選択された連結子会社において実施した、データが適切に測定、記録、照合及び報告されていることを確かめるための選択されたサステナビリティ情報に対する分析的手続及びサンプルベースでの限定的な実証手続
- ・ 選択されたサステナビリティ情報の表示及び開示の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、限定的保証業務で得た保証水準は、当社が合理的保証業務を実施したとすれば得たであろう保証水準よりも相当程度に低い。したがって、当社は、会社の選択されたサステナビリティ情報が、全ての重要な点において、報告規準に準拠して作成されているかどうかについて、合理的保証意見を表明しない。



限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、会社の 2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の選択されたサステナビリティ情報が、報告規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった。

利用制限

本保証報告書は、会社の経営者のために、報告規準に準拠して作成された選択された情報に対する保証を行うことのみを目的として作成されたものであり、その他の目的のために利用されるべきではない。当社は、当社の業務又は当該報告書に対して、法律で認められる限度で、会社及び経営者以外の者に対していかなる責任も負わない。

以 上